

一般建築物石綿含有建材調査者試験問題（D）

第1章

問題1. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物のライフサイクルに応じて、それぞれのフェーズ毎に環境リスクとして評価すべき含有建材の種類が異なる。
- ② 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、報告書の作成は不要である。
- ③ 石綿含有建材の調査の目的は、改修の事前調査、解体の事前調査そして維持管理のための建築物調査に分けられるが、維持管理のための調査はレベル3の石綿含有建材を対象としない調査である。
- ④ 国内では1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていた。

問題2. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 特定化学物質障害予防規則の改正により、1975（昭和50）年に石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止となった。
- ② 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、青石綿（クロシドライト）・茶石綿（アモサイト）の製造等が禁止となった。
- ③ 2004（平成16）年、建材等について石綿を1重量パーセントを超えて含有する製品の製造・販売が禁止となった。
- ④ 2005（平成17）年には石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止となった。（但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く。）

問題3. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材はすべての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿含有の有無を確認する必要がある。
- ② 建築物及び船舶の解体・改修作業を行うときに義務付けられている事前調査において、構造上目視が困難な場合は、目視が可能になったときに事前調査を行わなければならない。
- ③ 事前調査では石綿等の使用の有無が不明な場合は、分析による調査を行うこととなるが、石綿が含まれているとみなして必要な措置を講じれば、分析による調査を行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についての適用は見送られている。
- ④ 事前調査及び分析調査を行ったときは、調査事項（調査部分、調査方法、材料毎の石綿等の使用の有無など）の記録を作成しなければならない。

問題4. 石綿の定義・種類に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全部の総称である。
- ② 世界中で使われた石綿の9割以上が蛇紋石族石綿のクリソタイルである。
- ③ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿としても使用された。クロシドライトは極めて優れた物性を有するが、発がん性などの有害性が強い。
- ④ 意図的には利用されていなかったとされてきたクリソタイル、クロシドライト、アモサイト以外の石綿についても、建材の分析結果から国内で使用されていたことが確認されている。

問題5. 石綿の特性に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿が産業界で盛んに使われた理由は、優れた性質を一種類の物質がすべて兼ね備えているからであり「奇跡の鉱物」と呼ばれたことがある。
- ② 石綿含有建材は、解体時の飛散性の高低から現行の法規制などとの整合性も高い「レベル1～3」の建材及び石綿含有仕上塗材に分類され汎用されている。
- ③ レベル2の建材には、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有保温材が分類され、煙突用断熱材やケイ酸カルシウム板第1種なども含まれる。
- ④ 石綿の特性の一つに、比表面積が大きく、他の物質との密着性に優れている点がある。

問題6. 石綿による疾病に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、①鼻腔 → ②喉頭 → ③気管 → ④気管支 → ⑤細気管支 → ⑥肺胞である。
- ② 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
- ③ 石綿ばく露から中皮腫発症までの潜伏期間は10年から30年で平均20年弱である。
- ④ 胸膜プラークは石綿肺やびまん性胸膜肥厚と比べて、より少ないばく露量によっても発生する。

問題7. 石綿の環境濃度等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 各種環境における石綿濃度を把握する事も調査者にとって重要である。
- ② 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度については、1989（平成元）年に大気汚染防止法において規制基準として10 f/Lが定められた。ただしこの濃度基準は、一般環境における基準値ではないことに注意すること。
- ③ 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。
- ④ 肺がんの死亡率は、石綿累積ばく露量（ばく露濃度×ばく露年数）に反比例する。

第2章

問題8. 大気汚染防止法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料（特定建築材料という）が使用されている建築物の解体、改修工事等となる。
- ③ 大気汚染防止法施行令の改正により、レベル1、2に加え、「石綿含有成形板等」及び「石綿含有仕上塗材」も規制対象とされた。これらの石綿含有建材を大気汚染防止法では「特定建築材料」と定めている。
- ④ 2006（平成18）年9月1日以降に工事着手した建築物の解体・改修の場合は、特定建築材料の有無の目視調査は不要である。

問題9. 大気汚染防止法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び説明書面の写しを保存しなければならない。
- ② 解体等工事の現場には、元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置は不要である。
- ③ 大気防止汚染法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上あるものについては、調査結果の都道府県知事への報告が義務付けられている。
- ④ 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事への報告が義務付けられている。

問題10. 建築基準法、その他関係法令等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、石綿の飛散の恐れのある建築材料（吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1重量パーセントを超えるもの）を使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
- ② 建築基準法（第12条）における定期報告の対象となる建築物（物販店舗・病院・ホテルなど）の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。
- ③ 建設リサイクル法では、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材をあらかじめ取り外してから木材を取り外すこととなっている。
- ④ 国土交通省の調査によれば、優先的な調査対象として考えるべき鉄骨造（S造）と鉄筋コンクリート造（RC造）の建築物はおおよそ280万棟と推計される。

問題 11. リスク・コミュニケーション等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業者とどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
- ② 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理の目標は、社会、文化、倫理、政治、法律について考慮しながら、リスクを減らしたり、未然に防止するための科学的に妥当で費用対効果の優れた一連の行動を実施することである」と定義している。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- ④ 石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省がガイドラインを公表している。

問題 12. 調査者の役割に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査者は、解体・改修時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿使用の有無を判定する必要がある。
- ② 調査者は依頼された調査範囲の結果のほか、その後の解体・改修工事に対する責務を負う。
- ③ 調査者は判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。又、推測による結論は慎まなければならない。
- ④ 建築物の調査結果は、解体・改修の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価にも影響する。

問題 13. 調査者の中立性等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査者は意図的に事実と反する調査を行ったり虚偽の結果報告を行ってはならない。
- ② 調査者は、建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになる。調査活動を通じて得た情報の機密保持義務がある。
- ③ 建築物の調査は、依頼人の利益に配慮して実施しなければならない。
- ④ 調査において、石綿含有調査者は、常に自らの石綿ばく露に注意を払うだけでなく、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。

問題 14. 調査者の心構え及び具体的な調査手順に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査者は建築物における石綿含有建材の使用状況調査業務の中核を担い、調査報告を取りまとめるコーディネーターとしての知識と能力が求められる。
- ② 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、調査者には常に情報収集の努力が必要とされる。
- ③ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査し、石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、証明が出来ない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。
- ④ 書面調査と目視調査で差異がある場合は、書面調査結果を優先する。

第3章

問題 15. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査対象建築物がどのような建物で、どのようなところに石綿含有建材が使われているかを調べるための図面としては、建築確認図が望ましい。
- ② 建築図面から石綿含有建材の記載個所を効率的に見つけるためには、建築基準法の防火規制に着目する方法、断熱や結露防止などの性能が求められる箇所に着目する二つの方法がある。
- ③ 防火規制とは、耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画など、火災による建築物の倒壊や延焼を防止するための規制のことをいう。
- ④ 解体・改修時の事前調査では、網羅的な調査が基本となるが、建築一般の知識は、見落としを防いだり、建材の代表性（同一と考えられる建材の範囲）を誤って判断することを防止する重要な要素である。

問題 16. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 一定規模以上の建築物は、その壁や柱などの主要構造部を耐火構造等としなければならない。また防火地域などの建築物については、条件によって戸建て住宅にも適用される。
- ② 「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指す。
- ③ 「延焼のおそれのある部分」とは、隣地境界線及び道路中心線よりそれぞれ1階にあつては5m以内、2階以上にあつては7m以内の距離にある建物の部分をいう。
- ④ 主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根、または階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切り壁等を除く。

問題 17. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ② 建築基準法において「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- ③ 耐火構造には告示で定める仕様を用いる場合と、国土交通大臣の認定を受けた仕様とがある。
- ④ 鉄骨造（S造）は、主要構造部に形鋼や鋼板等を用いた構造で、粘り強いいため、高層建築や大型建築に適しているが、火災が発生すると熱により簡単に強度を失う。

問題 18. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法施行令で定められている「面積区画」について、高層建築物においては、区画の面積が小さくなる。
- ② 階段や吹抜けのように縦方向に抜けた部分は竪穴と呼ばれ、3層以上の竪穴には、竪穴区画が必要となる。
- ③ 建築基準法施行令において、同じ建築物の中に異なる用途が存在し、それぞれの管理形態（営業時間など）が異なる場合でも、用途や管理形態の異なる部分を区画することは、特に定められていない。
- ④ 防火区画に接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐため、接する部分を含み 90cm 以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。

問題 19. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① S 造の建築物の調査対象には、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となる。
- ② 国土交通大臣の認定を受けた不燃材料等は認定番号が付番される。2000（平成 12）年の建築基準法の改正により表記が変更になったが、すべてが新しい表記になったのは 2002（平成 14）年以降なので、表記が混在する期間がある。
- ③ 劇場・映画館、病院、百貨店等の居室などの内装制限は、床面からの高さが 2 m 以下の部分は除く。
- ④ 音響性能が要求されるホールや会議室・音楽教室などには、吹付けバーミキュライトや仕上げ材と併用して吹付け石綿が使用されることがある。

問題 20. 建築設備及び石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち防災設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- ② ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理にけい酸カルシウム板第 2 種を使用することが多い。隙間を埋めるパテ材にも石綿を使用している場合がある。
- ③ 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、またボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。
- ④ 耐火構造の認定番号が記載されている場合には、その耐火構造の認定取得者を特定することができるため、製品名の特定も容易になる。しかしながら、けい酸カルシウム板第 1 種、乾式吹付けロックウール等、業界団体として認定を受けている製品においては、認定番号だけでは製品名まで特定することは困難な場合もあり注意が必要。

問題 21. 石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル 1 の石綿含有建材は施工方法や材料によって 6 種類に分類される。
- ② 石綿含有吹付けロックウールの場合は、乾式や半乾式（半湿式という場合がある）、湿式の三つの工法で施工され、工法によって石綿含有の程度、比重が異なる。
- ③ スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル 1 に該当しないが、同様の飛散性を有している。
- ④ 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているため石綿無含有建材と判断してよい。

問題 22. 石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 半乾式吹付けが普及した 1980 年代後半以降は、現場で石綿を混入している半乾式吹付け工事は原則的には存在しない。
- ② 設計図書の仕上げ表や矩計図などに「トムレックス吹付け」と記されている場合がある。これは商品名を表したものでなく、吹付け石綿の代名詞として記載されたものもある。
- ③ レベル 2 の石綿含有建材には、耐火被覆板、保温材、断熱材がある。
- ④ けい酸カルシウム板には第 1 種と第 2 種がある。第 1 種はレベル 2 建材で、厚さは 6 ・ 8 ・ 12 mm など薄いため、けい酸カルシウム板第 2 種と見分けることができる。

問題 23. 石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル 3 の建材には、成形板だけでなく接着剤、パテ等の不定形の材料も含まれる。
- ② 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- ③ 建築用仕上塗材は、吹付け石綿などと混同されることもあるが、塗装又は左官材料である。
- ④ 石綿含有仕上塗材・下地調整材に使用された石綿はクリソタイルが多いが、中にはアモサイトやトレモライトが使用されている場合がある。

問題 24. 建築図面及び情報の入手・整理に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可は特に必要ない。
- ② 実際に使用されている建材が石綿含有建材か否かを判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ③ 検索した建材（商品）がデータベースにないことをもって、石綿なしと判断してはいけない。
- ④ 目視調査では、書面調査結果をもとに実際に使用された建材を確認し、分析の必要な試料の採取を行う。書面調査結果は見やすく整理し、必ず持参する。

第4章

問題 25. 目視調査の流れ及び工具・装備に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査そのものは依頼者からの信頼を失う事には繋がらない。
- ② 試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意したい。
- ③ 試料採取に際しては、国家検定合格品のRS-3またはRL-3のフィルター取り替え式防じんマスクを使用する。
- ④ 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えること、及び石綿粉じんからのばく露対策の2点である。

問題 26. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査には迅速性が必要だが、同一パターンの部屋だからといって、他の部屋で試料を多めに採取し、それを小分けして他の部屋の分とするといったことは行ってはならない。
- ② 調査の正確性は最も重要な要素である。機械室など装置類の障害物がある場合でも必ず4面を確認する必要がある。
- ③ 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ④ 建築物の外観を観察する際には、主道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。

問題 27. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 関係者からのヒアリングを行うことにより、より精度の高い目視調査となり、より信頼のおける調査報告書を作成する事ができる。
- ② 目視調査における最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、調査ミスの最大の要因は調査漏れである。疑いの目を持って調査に臨む。
- ③ 解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や建築の知識から類推して、情報を絞り込んだ効率的な調査を行うことが基本である。
- ④ レベル3の石綿含有建材で留意すべき点は、一般的に建築後に手を加えられる可能性がある仕上げ材に用いられる建材が多い事である。

問題 28. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材の採取の際には、飛散抑制剤等で湿潤化し、建材の破碎破壊は必要最小限にする。
- ② 採取者は呼吸用保護具を必ず使用し、補助員も呼吸用保護具を使用する。
- ③ 高所作業となる場合、安全が確保できるまで採取不能として理由を記載する。
- ④ レベル1の吹付け材は目視での石綿含有・無含有は判断できない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。

問題 29. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル3の成形板等は裏面等の表示を確認し、読み取った情報をもとに、データベースやメーカー情報と照合し「石綿有り」と判断したり、メーカーの石綿無含有証明書等により「石綿無し」の判断を行う。
- ② 石綿含有「みなし」の判断は、実務上、環境負荷や対策コストと、分析に要するコストや工期への影響とを比較考量するなどし、分析まで行うか否か調査者が判断していくことになる。
- ③ 同一と考えられる建材の範囲については、色を見て、成形板であれば触って、叩いて、外してみる等により、知識と経験を総合して判断する。
- ④ 調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査ができなかった部分については目視調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。

問題 30. 目視調査の実施要領及び試料採取に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 天井裏からは、古い部位と新しい部位の違いが判別できることがある。同一の部屋であっても試料採取の場所がわずかに異なるだけで、全く素材の違う材料を採取してしまうおそれもあるので注意する。
- ② 床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースが多く、改修前の床仕上げ材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。
- ③ 試料採取の注意事項として、採取する際には、可能な限り湿潤器を使用して、試料採取部位の湿潤化を行う。
- ④ 建材の石綿分析においては、一、同一と考えられる範囲を適切に判断し、二、試料採取において建材にムラはないと考えて採取する。

問題 31. 試料採取に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け材の試料採取は、施工表層だけ丁寧に行う。
- ② 吹付け材において、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。
- ③ 成形保温材と成形保温材のつなぎ目に不定形保温材を使用する場合があります、不定形保温材は成形保温材に比べて石綿含有期間が長いので、試料採取にあたっては、つなぎ目を貫通して試料を採取する。
- ④ 保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があります、表層部に接触している保温材の材質（石綿を含め）が変化している可能性があるため、このような箇所からの試料採取は避ける。

問題 32. 試料採取に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 意図的に石綿を添加し製造された成形板は、使用目的から、ほぼ施工部位が特定できるので、試料採取範囲は、構造部材であればフロア単位ごとに、建築物内設備機器に使用の部材であれば、その設備機器単位ごとに行う。
- ② 過去に重量の 0.1%を超えて石綿を使用していた仕上塗材については、日本建築仕上塗材工業会が公表している「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関するアンケート調査結果」により、石綿含有仕上塗材の種類、販売期間、石綿含有量が確認できる。
- ③ 設計図書の多くは特記仕様書において仕上塗材の一般名が記載され、数社の製造業者の中から製品を選択できるようになっているため、当該現場に使用された製品名を特定することは難しい。その場合は既存仕上塗材層を部分的に採取して分析を行い判定する。
- ④ 改修（再塗装）で、既存仕上塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は仕上塗材のみだけでなく下地調整塗材も含まれる。

問題 33. 目視調査の記録に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査の記録方法のポイントは現場で、一、迅速・簡易に情報を記入できるもの、二、調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの、三、調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの、が挙げられる。
- ② 報告書において石綿を含有しないと判断した建材はその根拠を示すことが求められている。
- ③ 写真の構図は、全写真ともできるだけ横の構図として、読みやすい報告書の作成を心がける。
- ④ 劣化の度合い判定は「劣化」「かなり劣化」「やや劣化」「劣化なし」の 4 段階となる。

問題 34. 建材の石綿分析に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、石綿等が重量の 0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う事である。
- ② 定性分析で石綿ありと判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が 0.1%を超えているとして扱う事はできない。
- ③ 試料を分析機関に送付した後、部屋別の「目視調査個票」作成は、後日の思い出し作成では記憶があいまいなので、下書き程度でもよいので調査から時間を経ずに整理を行うことが望ましい。
- ④ 分析機関から結果速報を受領したら速やかにチェックを行い、納得がいくまで確認するようにする。

第5章

問題 35. 報告書の作成及び目視調査総括票の記入に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 記入漏れと区別するため、不明及び該当項目がない場合はそれぞれ「不明」「－」と記載し、空欄としない。
- ② 建築物の概要欄の検査済証の交付日の欄は、可能な限り年月日まで記入する。
- ③ 過去の石綿調査では、石綿の種類や含有量が現在の規準と異なることや、分析していない種類の石綿が存在することを所有者に伝えることも必要になる。
- ④ 石綿処理歴がある場合でも、除去・封じ込め・囲い込みの区分を明確にする必要はない。

問題 36. 目視調査総括票の記入に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査の概要欄には本調査を主体的に行った者を記載し、補助した者の名前を併記しない。
- ② 今回調査箇所は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- ③ 試料採取不可能な箇所・調査できなかった理由は、調査報告書に詳細を記す。
- ④ 今回調査できなかった箇所は、調査者の見落としと区別する意味においても階・部屋名とその理由などを記載する。

問題 37. 目視調査総括票及び目視調査個票の記入に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査総括票には、維持管理のための調査におけるアドバイスを記載する欄があり、劣化度が「劣化なし」の場合、今後の維持管理として定期的調査の必要性を伝える。
- ② 目視調査個票の記入は部屋別を基本とする。小規模の建築物などでフロアごと、住戸などの場合は住戸ごとの作成は不可である。
- ③ 外観の記入においては、原則、全壁面を調査対象とするが、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多く、カーテンウォール（CW）やプレキャストコンクリート（PC板）、軽量気泡コンクリート（ALC）、押出成形セメント板（ECP）などの種類にも注視する。
- ④ 一部屋の調査終了時に、部屋ごとのメモを作成し出来れば終了時間を記入しておくとし便利である。

問題 38. 目視調査個票の記入及び報告書の作成に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、できるだけ正式名称を記入する。
- ② 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。
- ③ 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ④ 分析機関から結果速報や石綿分析結果報告書を受領したら、目視調査総括票及び個票の作成に入る。この際に調査者は分析結果については十分に読む習慣をつける。

問題 39. 報告書の作成に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ② 試料分析で、調査者の目視推定と分析機関からの結果とが乖離している場合は、分析機関の結果を優先して報告書を作成する。
- ③ 調査結果の記録の写しは、除去等の作業を実施している作業場に常に備え付ける必要がある。
- ④ 調査報告書には、調査者の資格、登録番号、連絡先などをまとめた業務経歴書を巻末に付しておくことが推奨されている。

問題 40. 所有者への報告に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスク・コミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ② 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力する。
- ③ 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法では、解体・改修工事の事業者は、事前調査の結果の記録を3年間保存しなければならない。事前調査を実施した調査者は、事前調査の結果の記録を3年間保存する事が望ましい。
- ④ 建築物の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有しているので、工事終了日まで調査記録を保存することが望ましい。